

(様式第 1 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎 新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 事業計画書（様式第 1－2 号）のとお

2 補助事業等の名称、目的及び内容

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 事業計画書（様式第 1－2 号）のとお

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 事業計画書（様式第 1－2 号）
- (2) 個人の場合は住民票の写し（3 か月以内のもの）
- (3) 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3 か月以内のもの）
- (4) 納税証明書の写し
 - ア 市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近 3 年度分の証明書
 - イ 税務署発行の納税証明書（その 3 の 3）未納の税額がないことの証明書
- (5) 事業概要や会社概要を記載した書類
- (6) 国間接補助金の交付申請書一式の写し及び交付決定通知書の写し
- (7) 誓約書（様式第 1－3 号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(様式第 1 - 2 号)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 事業計画書

1 実施体制

企業の概要	名 称			
	所在地			
	担当者役職・氏名			
	ホームページ			
	電話／F A X		従業員数	人
	E-mail			

2 計画概要

(1) 補助事業名称			
(2)実 施 場 所			
(3)実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
(4) 事業の概要など	設置する補助対象設備		
	事業の概要		
(5) 事業スケジュール	※事業スケジュールを具体的に記載してください。		
(6) 事業の実施体制			

3 経費配分

(1) 経費配分

(単位：円)

経費区分	細目	補助事業に 要する経費	補助事業申請額	備 考
			/	
	合計			

(2) 補助金以外の経費負担（補助事業の経費のうち補助金で賄われる部分以外に関する経費）

負 担 者		負担方法	
負 担 額	補助事業に要する経費－補助事業申請額＝負担額		

4 他の補助金等の申請状況について

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金・助成金等について申請中又は申請予定の場合は、その名称等を記載してください。

公的な補助金・ 助成金等の名称等			
公的な補助金・ 助成金等の交付 決定予定額			
申 請 日	年 月 日	交付決定予定日	年 月 日

誓 約 書

大 阪 市 長 様

私（当団体）は、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者である。
2. 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5. 代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
6. （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記 2～5 のいずれかに該当する者がいる。
 - ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者
7. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者である。
8. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 4 9 条に規定する排除措置命令又は同法第 6 2 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者である。

※刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含みます。

年 月 日

住所（所在地）
名称（団体名）
氏名（代表者）

※補助事業を 2 者以上の事業者が共同で実施する場合には、各事業者ごとに本書面を作成し、代表者がまとめて提出すること。

(様式第 2 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次のとおり交付することとしたので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 設置する補助対象設備

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第 3 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第 4 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった新たな手法による
太陽光発電設備導入補助金の交付決定について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付
要綱第 8 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

(1) 事業内容

(2) 経費配分

経 費 区 分	補 助 対 象 経 費		補 助 金 交 付 決 定 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	

※別紙補助対象経費の積算明細のとおり

3 添付書類

- ・ 国間接補助金の変更申請時に提出した書類の写し
- ・ 国間接補助金に係る変更承認通知

(様式第 5 号別紙)

補助対象経費の積算明細

変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載すること。

(単位 円)

経費区分	細 目	変更前事業費	変 更 前 積 算 明 細	変更後事業費	変 更 後 積 算 明 細
	計				
	計				

(様式第 6 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 7 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更届

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

(様式第 8 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(様式第 9 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり中止・廃止を承認したので通知します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

(様式第 10 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事情変更による
交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて新たな手法による太陽光発電設備
導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定
により次のとおり取消し・変更をしたので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第 11 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事業着手届

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助
事業等について、次のとおり着手しましたので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付
要綱第 14 条の規定により届け出ます。

設置する補助対 象設備	
実施場所	
事業着手日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

(様式第 12 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 補助金の予定金額 金 _____ 円

3 その他必要事項

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

(2) 国間接補助金の実績報告額とその確定額

国間接補助金実績報告額 円

国間接補助金確定額 円

(3) 補助事業の実績 別紙 1 (補助事業実施状況報告書) のとおり

4 添付書類

(1) 補助事業実施状況報告書 (様式第 12 号別紙 1)

(2) 収支決算書 (様式第 12 号別紙 2)

(3) 補助事業の実績 (補助事業の効果が検証できるもの)

(4) 国間接補助金の額の確定通知書の写し

(5) 国間接補助金の実績報告時に提出した書類等の写し一式

(様式第 12 号別紙 1)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 補助事業実施状況報告書

補助事業名	
実 施 期 間	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
実 績 状 況	・ 設置した補助対象設備 ・ 事業の概要 ・ 事業に係る支払い等完了年月日 ・ その他

(様式第 12 号別紙 2)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 収支決算書

1 決算総表

(単位：円)

経費区分	細目	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
	計				
	計				
合	計				

補助金以外の経費負担（補助事業経費のうち補助金によってまかなわれた部分以外の事項）

負担者	
負担額	
負担方法	

2 支出明細書

(単位：円)

経費区分	細目	事業費	積算	明細	補助金の額
	計				
	計				

※支出明細には消費税及び地方消費税を含まない

（注）積算明細欄には、種別、数量、単価、金額を記載すること。

(様式第 13 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 14 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定等取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定・額の確定をした新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次のとおり交付決定・額の確定を取り消したので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(様式第 15 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 18 条・第 20 条第 2 項・第 20 条第 4 項の規定により、次のとおり補助金の返還を求めます。

1 返還を求める理由

2 返還金額

3 返還期限

4 返還方法

別添の納入通知書により、上記返還期限までに大阪市公金収納取扱金融機関に納入してください。

(様式第 16 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり取得した財産の処分の承認を申請します。

- 1 財産の品目及び取得年月日
- 2 財産の取得価格及び時価
- 3 処分の内容
- 4 処分の理由

(様式第 17 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金財産処分承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて申請のあった財産処分について、
新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 20 条第 4 項の規定により次のとおり承認
したので、同項の規定により通知します。

1 処分の内容

2 処分の理由

3 補助金の返還

- ☐ 補助金の返還を求めますので、別添の新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令
書（様式第 15 号）をご覧ください。
- ☐ 補助金の返還を求めません。
(理由)